

～ 障害者差別のない『おおつ』をめざして～

発災時の避難（所）などでの 障害のある方との助け合いを学ぶ報告書

日 時：2024年6月14日（金）13時30分～15時30分

場 所：浜大津明日都4階ホール

プログラム

- ・ 大津市における災害時の障害者避難の取り組みの現状報告
- ・ リレートーク「安心して避難ができる「おおつ」をめざして」
大津市の障害当事者団体が登壇し、それぞれの立場から避難に必要なことを発言し
平時から避難所での支援のあり方を考えていく機会とします。

リレートークに登壇された障害当事者団体

大津市視覚障害者協会（視覚障害）
大津市ろうあ福祉協会（聴覚障害）
滋賀県難病連絡協議会（肢体障害）
ピアサポート WISH（精神障害）
滋賀県大人の発達障害者の会（発達障害）
障害児者と支える人の会（知的障害等）
障害者差別のない「おおつ」をめざす会

主催 大津市障害者自立支援協議会・おおつ「障害者の生活と労働」協議会
障害者差別のない「おおつ」をめざす会 大津市民児協連障害者部会



大津市における災害時の障害者 避難の取り組みの現状報告

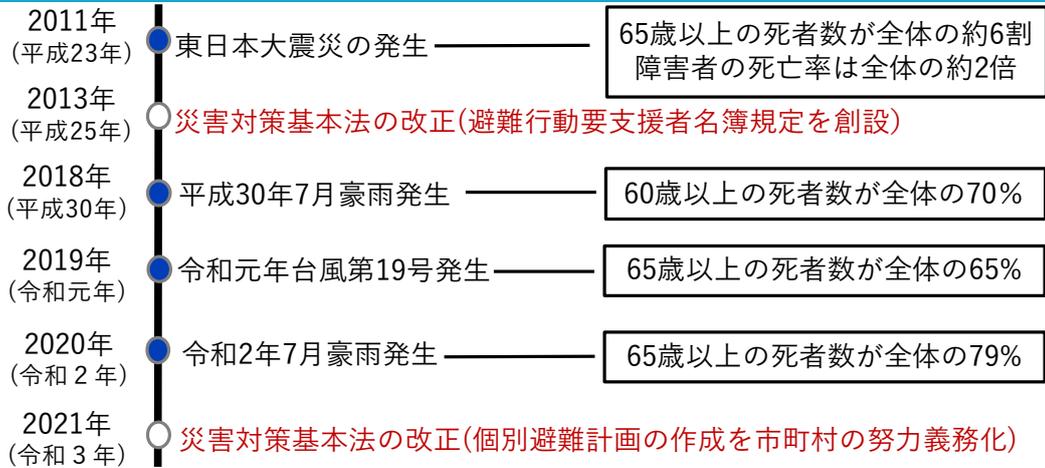
令和6年6月14日

大津市役所総務部危機・防災対策課
個別避難計画作成推進室

目次

制度の流れ	2
避難行動要支援者名簿について	3
個別避難計画について	5
避難所について	8
避難行動について	11
指定(一般)避難所でできること	13

制度の流れ



避難行動要支援者名簿の作成が災害対策基本法に位置づけられて以降も、災害のたびに高齢者や障害者が被害を受けていることを踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となった

制度の流れなんですけれども避難行動要支援者名簿というものと個別避難計画というものを、大津市で取り組みを進めています。そちらの取り組みを進めるにあたっての経緯につきまして、ご説明させていただければと思います。

まず、2011年の東日本大震災が発生いたしまして、後の調査で65歳以上の死者数が全体の約6割、障害者の死亡率は全体の約2倍ということが後々分かったことを受けまして、2013年に災害対策基本法という法律の改正がございました。そこで、安否確認や避難支援等の目的のために避難行動要支援者名簿というものの規定が創設されました。

しかし、2018年の7月豪雨とか2019年の台風19号2020年の7月豪雨が発生した際に高齢者、障害者の方が多く被害に遭われているということが判明いたしました。また、2021年に災害対策基本法の改正がございまして、避難行動要支援者名簿よりも、より避難の実効性がある個別避難計画というものの作成の市町村の努力義務化というのがなされたという経緯になってます。

避難行動要支援者名簿とは

大津市では災害が起きたとき、在宅高齢者や障害のある方などで災害時に自分の力で避難することが困難な方の安否確認・避難支援等に役立てるため、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。記載内容は下記のとおりです。

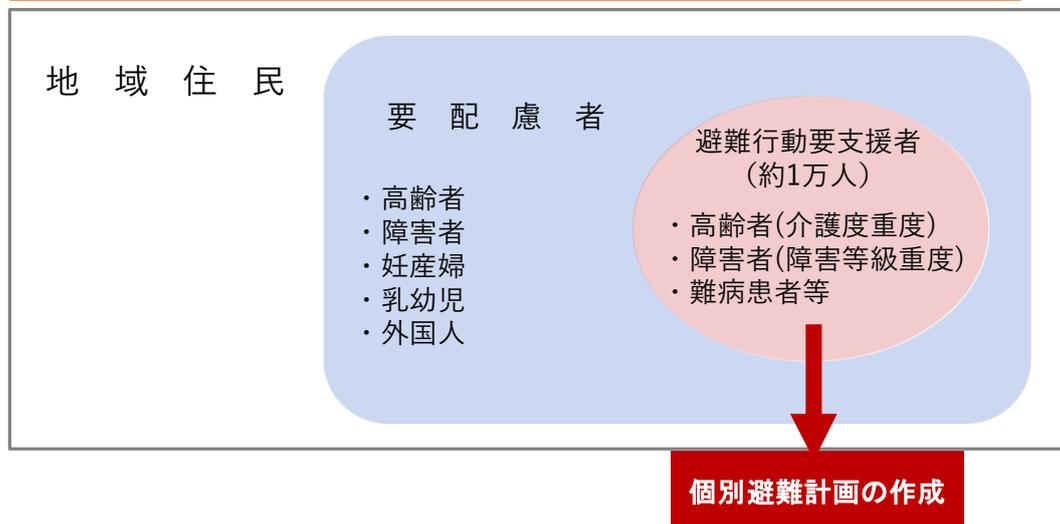
- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所または居所
- ⑤ 電話番号、自宅外の緊急連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由(要介護度、障害の種別・程度等)
- ⑦ 支援者の有無
- ⑧ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 など

2013年の避難行動要支援者名簿の法律が創設されたというお話があったんですけども、こちらの名簿についての概要をご説明させていただきます。

大津市では災害が起きたとき、在宅高齢者や障害のある方などで、災害時に自分の力で避難することが困難な方の安否確認、避難支援等に役立てるために、避難行動要支援者名簿というものを作成しております。記載内容は氏名、生年月日、性別、住所または電話番号、避難支援等を必要とする避難者を含む、必要と認める事項というふうになっております。

避難行動要支援者名簿について

避難行動要支援者名簿の対象者(約1万人)



Otsu City

4

実際に、この名簿を作成する方の対象者というものが、大津市には約1万人おられまして、こちらの表でも示させていただいているとおり、要配慮者という、まず高齢者とか障害者、妊産婦、乳幼児、外国人という方がいらっしゃるかと思うんですけども、その中でも、高齢者の方であれば介護度が重度の方、障害者の方であれば障害等級が重度の方、あとは医療機器を使われている難病患者条件のもと特定させていただいて、大津市には 約1万人いらっしゃるというところになります。

個別避難計画について

個別避難計画とは

災害時の避難に支援が必要な方（避難行動要支援者名簿登載者）の避難を円滑・迅速に行うことを目的に、避難に必要な支援の内容を事前に決める「個別避難計画」の作成を進めております。

記載内容としては、避難行動要支援者名簿情報に加え、下記のとおりです。

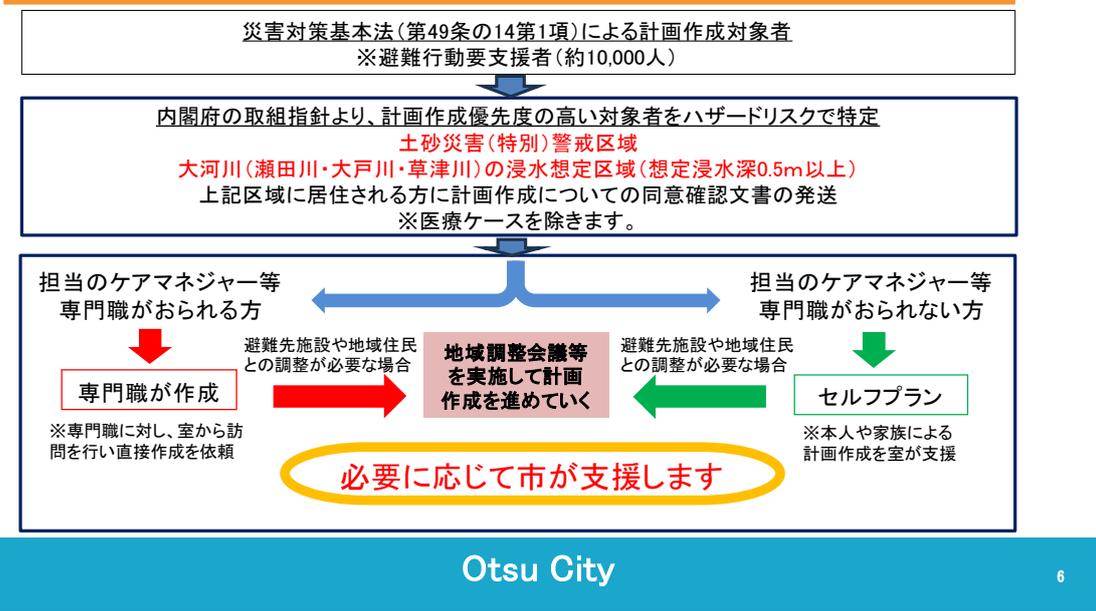
- ①避難支援等実施者
- ②避難先
- ③避難方法
- ④避難した場合、特に注意すべき事
- ⑤その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

個別避難計画の作成の対象者というのが、ここの1万人の対象者となってきております。

2021年の法律の改正で、個別避難計画の作成が努力義務化されたんですけども、内容が災害時の避難に支援が必要な方の避難を円滑迅速に行うことを目的に、避難に必要な支援の内容を事前に決める個別避難計画というものの作成を進めているところにあります。そちらの計画の記載内容といたしましては、先ほどご説明させていただいた避難行動要支援者名簿の情報に加えて、避難支援等実施者、避難先、避難方法、避難した場合特に注意すべきこと、その他必要と認める事項というところで、計画書の内容となっております。

個別避難計画について

個別避難計画作成の進め方



今現在の大津市の個別避難計画の作成の進め方といたしましては、対象の方は1万人いらっしゃるというところなんですけれども、1万人の方すべて作成を進めているわけではございません。内閣府の取り組み指針というものがされておりまして、計画作成の優先度というものをハザードリスクで特定させていただいておりまして、実際に土砂災害警戒区域にお住まいの方、大河川の浸水想定区域の方で床上浸水以上の地域にお住まいの方というところを対象者と特定させていただいて、そちらの方に同意確認文書という計画の作成のご意向をお伺いする文書を発送させていただいて、作成を進めているところになります。

実際に作成をご希望された場合なんですけれども、担当のケアマネージャーさんとか相談支援専門員さんと等の専門職がおられる場合におきましては、そちらの専門職の方に作成を依頼して、逆に専門職の方がおられない場合に関しては、我々の質の職員の方が実際に本人さんとか家族さんのご自宅とかにお伺いさせていただいて、個別避難計画な作成の支援を行っているというところになります。

個別避難計画について

個別避難計画作成の進捗状況

個別避難計画作成数(計画作成同意者305名、令和6年4月末時点)

年度	高齢者・障害者	難病	小児慢性	総合計
R3	2	1	0	3
R4	14	13	8	35
R5	138	25	5	168
R6	1	0	0	1
合計	155	39	13	207

実際に、個別避難計画が今現在どれだけできているかという進捗状況になるんですけども、まず計画の作成にご同意いただいている方が305名いらっしゃるという状態で、高齢者とか障害者の方におきましては155名、難病患者の方は39名、小児慢性特定疾病の方におきましては13名の方ができておまして、今四月末現在で207名の個別避難計画ができているというところになります。

避難所について

避難所 (学校(主に体育館や遊戯室)や市民センター(公民館)などの建物)

指定避難所(市が指定)



学区ごとに指定(地域防災計画で設定)
市内198箇所
一時的に滞在してもらうための施設

全ての市民センター(36箇所)及び小
学校(37箇所)に蓄電池を配備

避難所内の福祉スペース等

- ・介護を必要とする高齢者や障害者等の災害時要配慮者に対して、避難所内に専用のスペースを設ける
- ・避難所内の福祉スペース等での避難生活に支障がある人については、指定福祉避難所等の適切な施設へ移動させる

Otsu City

8

続いて、避難所についてのご説明なんですけれどもここからは危機防災対策課の軽部から避難所での障害者支援に関しての現状報告をさせていただきます
まず、避難所についてなんですけれども、よく間違われるものに避難場所というのがあります。違いを少し説明させていただきますと、避難場所というのは災害が発生したときに緊急的に避難していただく場所のことで、学校のグラウンドとか大きな公園など、主に屋外が避難場所に該当します。避難所というのは、災害発生の危険が高まってきたときですとか、災害で家が損壊したり、ライフラインが断絶して自宅で生活ができなくなった方が一定期間生活をするとところで、体育館とか支所の一般避難所と、もう一つが要配慮者の方に避難していただく福祉避難所の2種類がございます。

1つ目の一般避難所についてなんですけれども、市内には198カ所指定させていただいておりまして、すべての支所と小学校、体育館には蓄電池を配備しておりますので使用用途は決まっておりますが、緊急時にはバッテリーの充電などにもご使用いただけるようになっております。この他にも、介護を必要とする高齢者や障害者等の災害時を配慮者に対して、一般の避難所内には福祉スペースという要配慮車専用のスペースを設けております 福祉スペースというのは支所の和室ですとか、学校の武道場を指定しておりまして、段差があるところには持ち運びができる簡易スロープを準備しております、車いすでも対応いただけるようになっております。

指定福祉避難所

- ・受入対象者は施設ごとに異なる(地域防災計画に記載)
(例)要配慮者、妊産婦・乳幼児、知的障害者及び精神障害者のうち、
あらかじめ市長が指定した者
- ・主に保育園や児童クラブを指定
- ・市内35箇所(うち、障害のある方が利用可能な施設数23箇所)



避難所の2つ目の福祉避難所についてですけれども、高齢者や障害者、妊産婦などの災害が発生したときに何らかの配慮が必要となる方の避難所のこと、主に保育所ですとか児童クラブを指定させていただいております。市内には35カ所ございます。その中で、保育所は妊産婦さんと乳幼児。児童クラブは要配慮者の方全般、その他に福祉施設事業所はそれぞれの施設に対応した方に避難していただけるようになっております。

おおむねどの福祉避難所でもスロープや多機能トイレを設置させていただいております。

この福祉避難所なんですけれども、大津市の場合は原則、一旦は一般の避難所の福祉スペースなどに避難していただいて、それから福祉避難所に避難していただくという二次避難という形で開設するようになっております。

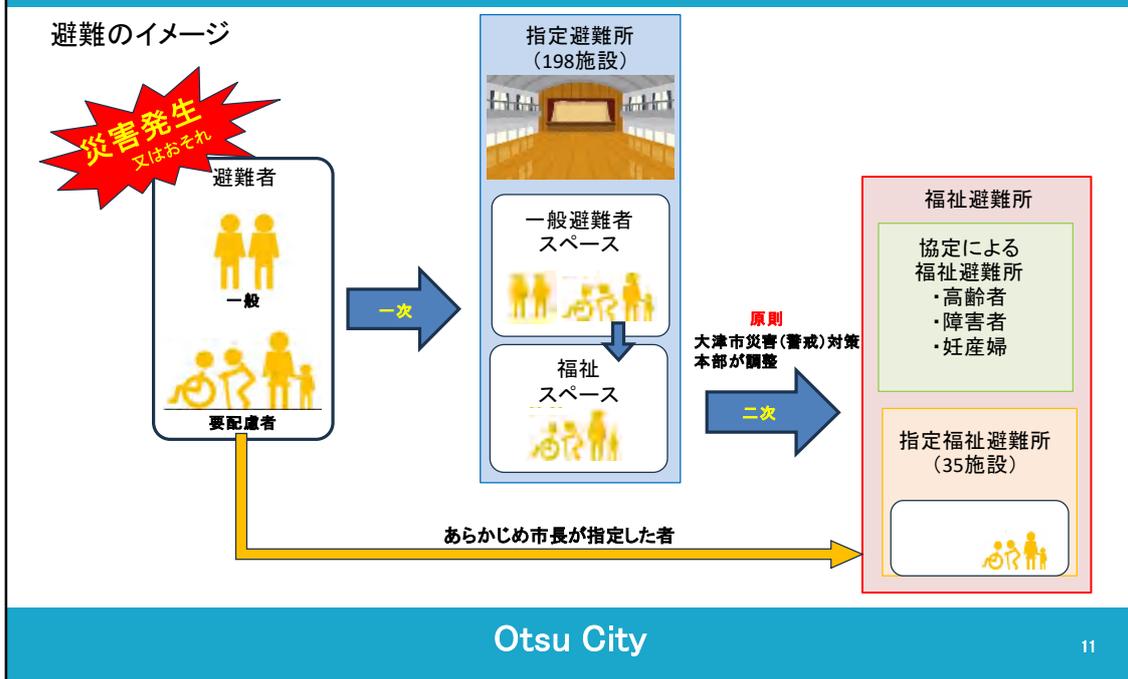
避難所について

福祉避難所の確保・運営ガイドライン主な改定のポイント（令和3年5月）

- 指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示（災害対策基本法施行規則の改正に伴う措置）
 - ・指定避難所について、指定福祉避難所を指定一般避難所と分けて指定し、公示する
 - ・指定福祉避難所の受入対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示できる制度を創設
 - ※「高齢者」、「障害者」、「妊産婦・乳幼児」、「在校生、卒業生及び事前に市が特定した者」など受入対象者を特定した公示の例を記載
 - 受入れを想定していない被災者が避難してくる懸念に対応し、指定福祉避難所の指定促進を図る
- 指定福祉避難所への直接の避難の促進
 - ・地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者を調整等を行う
 - 要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進する
- 避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策
 - ・感染症や熱中症対策について、保健・医療関係者の助言を得つつ、避難所の計画、検討を行う
 - ・マスク、消毒液、体温計、（段ボール）ベッド、パーティション等の衛生環境対策として必要な物資の備蓄を図る
 - ・一般避難所においても要配慮者スペースの確保等必要な支援を行う
- 緊急防災・減災事業債等を活用した指定福祉避難所の機能強化
 - ※社会福祉法人等の福祉施設等における自治体の補助金に対する緊急防災・減災事業債活用も可能に

その中で、令和5年の3月に福祉避難所の確保運営ガイドラインが改定されまして、指定福祉避難所への直接避難の促進、要配慮者が日頃から利用している施設で直接の避難を促進するというところで、今現在では直接避難できる方の計画も進めているところです。

避難行動について

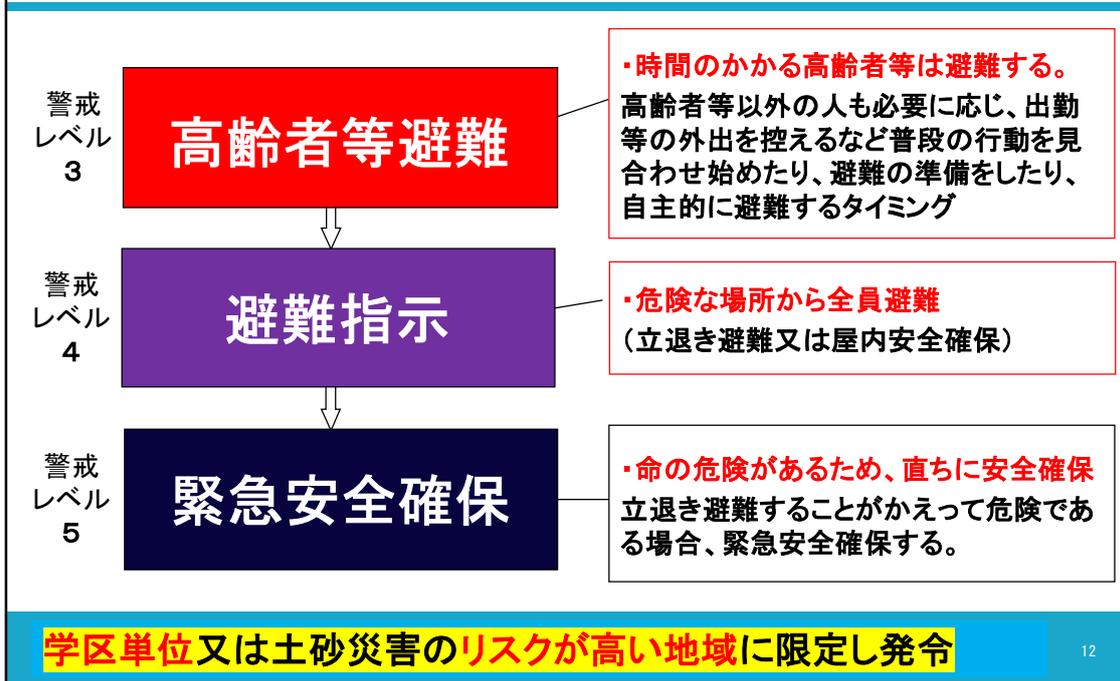


Otsu City

11

避難のイメージなんですけれども、災害発生または恐れと記載しておりますけれども、避難するタイミングというのは大きく2つありまして、1つが地震時の避難のように災害が起こってから避難する場合と、もう1つが風水害のように災害が起こる前に事前に避難する。この2種類があります。水害の場合は、災害が起こるまでは一定の時間があります。

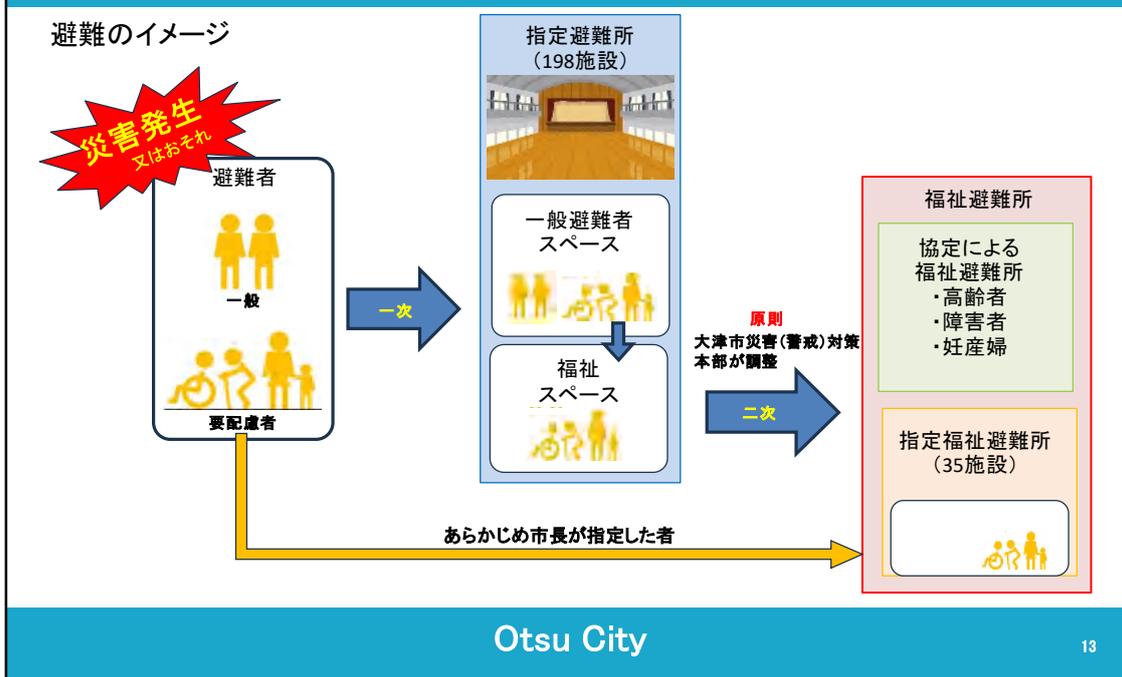
避難行動について



風水害の場合は、災害が起こるまでは一定の時間があります。まず大雨ですとか洪水の注意報が出て、それから警報に変わります。警報が出ますと大津市の体制といたしまして、警戒二号体制という体制に変わります。支所には、市の職員が夜間でも土日でも1名はいるという体制になっておりますので、本来は避難情報が出てから避難行動をとっていただくんですけども、この時点で自宅にいるのは不安という方方は、一度連絡してから避難していただきたいんですけども、自主避難という形で避難される方というのも実際過去の災害にはおられました。

次に警報からさらに気象状況が悪化しまして、土砂災害警戒情報なども出ますと、災害の危険が高まってきた地域に対して、まずは避難に時間がかかる高齢者や障害者の方などは避難してくださいという高齢者等避難という避難情報を出します。2023年の6月に上田中と田中の大戸川流域の方に対して、この高齢者等避難という避難情報を出しました。エリアメールなどで市民の方にはお知らせさせていただいたのですが、地域を指定してどこの避難所を開設しますよというようなメールをお知らせいたしております。避難に時間のかかる要配慮者の方は、この時点で避難をしていただきたいと思っております。避難と言いますと、避難所に行くことだけが避難と思われるかもしれませんが、その他にも、避難情報で指定した災害発生の危険が高い地域以外のお知り合いの方のところに行くのも一つの避難の方法ですし、2階が浸水の恐れがなくて水が引くまで自宅にとどまれるというようなことであれば、2階に移動していただくこれも一つの避難方法になります。

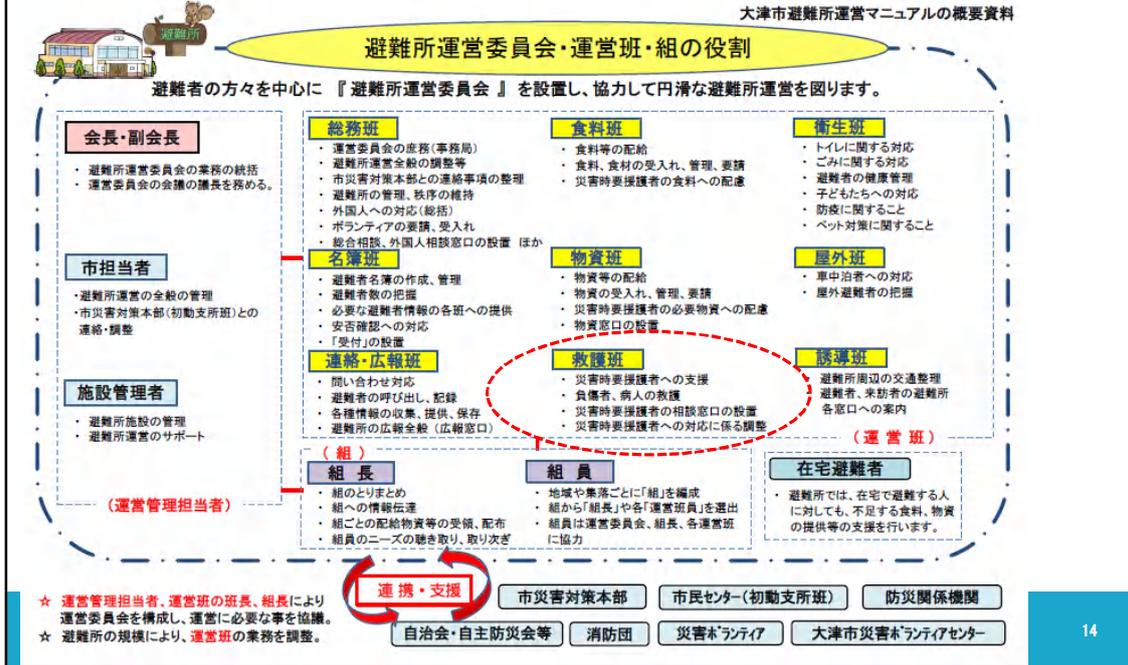
避難行動について



原則、大津市の場合には福祉避難所に避難していただくためには二次避難という形をとっております。避難所に避難すると決まれば、まずは小学校や支所の指定避難所に避難していただき、そこから避難所内の福祉スペースに入っていただく。福祉スペースでも生活が難しいということになれば、避難所にいる市の職員に福祉避難所への移動を要望してください。

そうすると市役所の中に立ち上がります 災害対策本部に連絡が入りまして福祉避難所に移動していただけるよう調整いたします。準備ができれば移動してもらうという流れになります。もう一つのルートが、福祉避難所に直接避難できる方法になりまして先ほどの個別避難計画の説明にあった通り、避難先を福祉避難所として調整済みで、計画を作成している方につきましては福祉避難所の方に直接避難できるということになります。

指定（一般）避難所でできること



今日のタイトルにもあります 体育館などの一般避難所で現状何ができるのかということをご説明いたしますと、大津市避難所運営マニュアルの中で、避難所を運営する方の役割を例として記載させていただいております。その中で救護班というのが要配慮者に関わるところを担当いただくこととなります。

指定（一般）避難所でできること



- ① 介護を必要とする高齢者や障害者等の災害時要配慮者に対して、家族と協力しながら、避難所内に福祉スペースを設けるとともに、間仕切り、車いす、簡易ベッド等の調達、設置に努めます。
- ② 災害時要配慮者が必要とする常用薬、酸素、人工呼吸器用バッテリーなどの携行状況を確認します。不足する場合、市担当者に連絡し、災害対策本部事務局に必要な品の調達や医療機関への収容等の調整を要請します。
- ③ 災害時要配慮者をケアするために、市担当者を通じて災害対策本部事務局に対し、保健師等の専門の職員の派遣を要請します。
- ④ 避難所内の福祉スペース等での避難生活に支障がある人については、市担当者を通じて災害対策本部事務局へ連絡し、「福祉避難所」等の適切な施設へ移動できるよう努めます。

大津市避難所運営マニュアル

Otsu City

15

どのようなことをするのかと言いますとマニュアルの中で、要配慮車に対して一般避難所でできることをいくつか記載させていただいております。1つ目としましては、要配慮車が避難所に来られれば、家族と協力しながら福祉スペースに間仕切りと簡易ベッドを設置するのですが、簡易ベッドとしましては、大津市には段ボールベッドが300台、エアベッドとマットが合計1000台準備しております。

学校であれば段ボールベッドが中学校に2台、エアベッドが6台、エアマットが10台あります。これをまずは避難福祉スペースの方に設置していただく形です。2つ目としましては、要配慮者に必要となる常備薬、酸素、人工呼吸用のバッテリーなどの運用を確認させていただいて、不足する場合は市の災害対策本部を通して調達いたします。蓄電池は小学校体育館と支所に一機ずつ設置しておりますので、いざというときにはそちらの方を使用していただくこともできます。3つ目としましては、要配慮者にケアが必要になるようであれば、保健師等の専門職員の派遣を、同じように市の職員に伝えていただければ、市の災害対策本部で調整させていただいて避難所に派遣する体制も取っております。4つ目としましては、一般所の福祉スペースで支障がある場合、福祉避難所へ移動をすることになるんですけれども、その時も避難所にいる市の職員に伝えていただきますと、調整させていただきます。これが一般避難所でできることの現状というふうになっております。

指定（一般）避難所でできること



[視覚障害者]

- ・点字による掲示
- ・トイレへの案内用のロープの設置等の工夫
- ・組、救護班、連絡・広報班等による必要・関連事項の口述伝達

[聴覚障害者]

- ・文字による伝達方法(コミュニケーションボードの活用)
- ・手話通訳者の確保(手話のできる避難者、ボランティアの協力)
- ・光による伝達方法(例えば呼び出しの際に赤色ランプを点滅させて知らせる等の工夫)

[外国人]

- ・掲示物の工夫(「多言語表示シート」の利用・ひらがなを書き添える)
- ・通訳の確保(外国語を解する避難者、ボランティアの協力)
- ・翻訳機、パソコンの翻訳ソフトの活用による伝達方法の検討。

大津市避難所運営マニュアル

Otsu City

16

最後になりますが、こちらを資料として、障害者の方に一般避難所でどのようなことが必要になるのかということマニュアルの方に添付させていただいて、避難所の担当者が入手できるようになっております。

大津市の防災訓練では、聴覚障害者の方が避難してこられたというような想定の下、受付訓練を昨年実施させていただいておりますし、今年もそのような訓練を実施する計画であります。

これからも、避難所で受け入れられる側の体制作りというようなところをしっかりと進めていきたいと思っております。

「発災時の避難（所）などでの障害のある方との助け合いを学ぶ」

大津市視覚障害者協会（視覚障害）

大津市視覚障害者協会の会長という立場で、ここに立たせていただきます。私は視覚障害で、少し光が見えるぐらいで、あまり見えてないんですけど、まず災害が起こったときに情報をどうやって集めるか、災害情報、それから避難情報、そういうものをまず、どうやって集めるかというところになるかと思います。

これは単身で住まれている方、それから家族の見えている方と一緒に住まれている方でもちょっと変わってくるかと思うんですけど、やはり音声情報を取得する方法をしっかり持っておかないといけません。例えば防災ラジオとか防災無線とか、それから今であればスマホとか、エリアメールとかです。また、大津市では防災ナビというものもあるみたいなので、そういうものを視覚障害でも使えるように、音声で確認できるようにしていただいているということです、そういうところから情報をもらいたいと思っております

それから実際、避難所へ行くということなんですけど、これも家族の方がおられる場合と単身の方ではまだちょっと変わってくるのかもしれませんが、まずは災害が起きる前に準備として、自分の住んでいるところで災害が起こったときに避難所はどこにあるのか、そういうことを事前に知っておくということが大事かなと思っております。視覚障害者協会の方でもそういう話をさせてもらってまして、そしてテクテク大津という同行援護の事業所とも連携させていただいて、学区ごとの避難所、病院、警察、最寄りのところをまとめて、音読とか CD を作ったり、それから点訳って点字で作ったりして、今準備しているところです。会員の方もしくは視覚障害者の方が必要な方にお渡しして、前もって避難所の場所等をお知らせしておくということを今やっております

いざその避難所へ移動するときなんかは、もし単身の場合であればやはり一人ではなかなか行けないかなと思いますので、周りのご近所の方、それから民生委員の方、まあ皆さんもやっぱり被災されていると思いますので、なかなか僕たちの方にすぐに来てもらえるということが難しいかもしれないんですけど、もし避難所に行くときに見かけていただければ、お声掛けいただいて、一緒に行っていただければなと思います

私たち視覚障害の場合は、見た目的にサングラスしているとか、そういうので分かる場合もありますし、こういう白杖を持っている方は分かるかと思います。最近、防災グッズの一つに防災用の視覚障害者協会のリュックサックもあるんですけど、リュックに私は視覚障害ですって書いてあったりするようなグッズ、それからビブスですね、ベストみたいなそういうのに私は目が不自由ですって書いてあったり、そういうものを身につけて移動されている方もおられると思いますので、特にそういう方を見かけたらお声掛けいただきたいなと思います。

それと、あと避難所に行ってからなんですけど、見えないという前提でお助けいただきました

いので、「あれ」とか「これ」とか「そっち」とかという言葉で言われると全くわからないので、例えば「右前方に壁があります」、「二メートル先ぐらいに壁があります」と
そういうふうに、具体的に右とか左とか前方何メートルとか、そういうふうな指示をしていただけると嬉しいかなと思います。

それと、あと避難所に着いてからなんですけど 一般の避難所の中に福祉スペースを設けたり、それからそこでダメだったら福祉避難所という話もあったんですけど それはそれで段階を踏んで行ってもらえたらいいかと思うんですけど、普通の避難所に、まず小学校の体育館とかに入ったときに、まず僕たちに教えてほしいのは、自分のスペースです。場所が避難所のどこにいるのか。例えば、「トイレの入り口のすぐ左側ですよ」とか 「避難所全体はこのぐらいの広さで、一番左の角のところに今います」とか、そういうふうに全体の場所所」とか、状況を言葉でまず教えていただきたいです。例えば、「簡易ベッドなんかがあった場合、なんかやったらこのベッドの左側は壁ですよ 右側は隣の方がおられますよとか」です。こういうものを言葉で知らせていただきたいということがあります。

それから私たち避難所にいて、とにかく一番困るといふか必要なのはやっぱりトイレです。例えば、小学校の体育館に何度か行かせていただいたことあるんですけど、トイレは体育館なのでだいたいあるんですけど 一人ではやっぱり行けないです。知っているところだったら、一人でも行けるんですけど、初めて行った場所なんかであれば、その場所がまずわかることが大切です。大事なことは トイレの位置は必ず教えていただいて、一人で行けるように言葉で教えていただきたいです。例えば、さっきも言いましたけど、右前方に壁があります」「二メートル先に壁があります」「自分のいるところからね その壁まで行ったら、壁自体に左へずつと行ってもらい、五メートルほど行ってもらうと、トイレの入り口があります」 そういうふうに言っておいていただけると、一人で行くこともできます。例えば、昼間なんかで皆さんが活動されている時であれば、ちょっとトイレ連れていってくださいって言って連れて行ってもらうことも可能かもしれないんですけど、やっぱり夜中とかね、寝てる時であれば、隣の人を起こしてまで、なかなか行けないです。だから、どうしても我慢する方向へいってしまいます。これは行政の方、福祉避難所を設置される方をお願いしたいんですが、例えば壁に紐張りつけるだけでもいいです。トイレまでひもを貼っておくと、「あの紐」って言ったらトイレ行けますよというふうにやってもらったら一人で行けますし、それから簡易の展示ブロックっていうのもあります。ゴム出てきたやつで両面テープで体育の中ですぐに貼れます。ちょっとこれはコスト的にはかかるんですけど、終わったらまた剥がして、また普通に体育館として使えます。そういうふうな簡易の薄いゴムの展示ブロックなんかもあるので、そういうのなんかも設置していただき、その近くに私たちスペースを作っていただけると嬉しいかなと思っております。とにかく避難所に行った場合は、お声掛けをいただきたい 何か必要なものありますとかいふことをお声掛けいただきたいですし、とにかくトイレだけは必ず教えていただきたいです。その辺をお伝えさせていただきたいかなと思います。

きこえない、きこえにくい 立場から思うこと

石野富志三郎

皆さんこんにちは。大津市ろうあ福祉協会の石野です。聞こえない、聞こえにくい立場から思うことということで、お話をさせていただきたいと思います。今まで日本中でいろんなところで災害が起こりました。東北での地震、鳥取県での地震、新潟県、熊本県いろいろなところで災害があり、私も訪問をさせていただきました。今年の1月1日に能登でも大きな地震がありました。それ以降、私も現地の方に二回ほど見ております。今年の2月と4月伺っています。

圏域	市町名	聴力・平衡機能障害者数	手話通訳が必要な障害者数	登録手話通訳者数	設置手話通訳者数
能登中部	七尾市	192	10	2	1
	羽咋市	83	8	3	1
	志賀町	99	15	3	2
	宝達志水町	39	2	0	0
	中能登町	74	5	1	1
能登北部	輪島市	88	11	1	1
	珠洲市	68	3	0	1
	穴水町	45	3	1	
	能登町	67	3	0	
		755	62	11	7

奥能登地区で手話通訳が必要なきこえない・きこえにくい人は約20名となっているが、推定だが2名の安否が確認できない状況。早急に安否確認作業を進めるとともに、避難生活での意思疎通の困難や、避難情報が届きにくい現状への対策を講じる必要。

能登は7つの町があります。5つの地域に分かれています。聴覚障害の手帳を持っている人が755人におります。手話を中心にコミュニケーションをするろう者が62人おります。手話通訳の登録者は11人です。設置通訳者は行政に7人。非常に手話通訳の数が足りず、金沢市の方から応援に来てくれました。手話を中心にコミュニケーションをする聴覚障害者は高齢者のほとんどです。十分な教育を受けてない人、読み書きが苦手な方も大勢いらっしゃいます。また、一般の手話通訳では通じないという方も大勢おられます。身振り中心のコミュニケーションを取る方もいます。

被災地の今

- ・人工透析のろう者が病院が停電で機能しないため、別の病院に搬送が必要となりましたが、車での搬送に失敗し、翌日自衛隊の車でもパンクして失敗、ヘリコプターも失敗と失敗続きで病院に運べない状況が続きましたが、夕方ようやく自衛隊ヘリコプターで搬送されました。
- ・ろう高齢者（石川県特有の手話言語で会話するろう高齢者）をできるだけ**1.5次避難所に集めました**。11名が県障害福祉課との連携の上で、ろう者のテントを一カ所に集めてもらい、ひとつのコミュニティの場が構築されました。
- ・**2次避難所へ移転**し、日常生活に戻る支援として作業所に6名が通所しています。

そのうちに透析を受けておられた方が一人いらっしゃいました。避難所の方で透析を受ける必要がある聴覚障害の人がいるということが分かって、あちこちの避難所を回って、その人がどこにいるかというふうを探し回られたんですね。聞こえる方だと名前を言って返事をしてもらおうということができんですけども、聞こえないがゆえに、声をかけて探し回ることができないんですね。夜になると電気はつきませんので、懐中電灯を使いながら、やっとの思いで夜に見つけることができました。すぐにその人を連れて病院に行かなければいけない。電気も消えている水もないという状況で、本当に命の危機が迫っているという状況でした。そこで、車を使って連れて行ってもらおうと試みたんですが自衛隊の方をお願いをしたんですがジープで行っていたんですが、非常に道がデコボコしたような状態ですので、タイヤがパンクしてしまったんですね。それでも行けない。そこでなんとかヘリコプターを要請して、その人を金沢の病院にその人を運びたいということで、一生懸命、なんとか無事に運ぶことができました。もう数時間遅れていると危ないというような状況でした。そういう経験を聞かせていただきました。

能登の方では、やなぎだハウスという聞こえない人の施設があるんですけども、その人たちが金沢の方の避難所に移ったわけですね。そこに移動して、避難したんですけども、そこでノロウイルスが流行って、なかなかうまいこと暮らすことができないという状況になったんですね。1.5次避難所から、2次避難所の方に来ていただいても結構ですよということで、そこに移動をされてしばらく過ごすということがありました。

被災地の今

- ・ Appleから借用のタブレット端末20台を避難所等に配備し、**電話リレーサービス&遠隔手話通訳**ができる環境が整いました。
- ・ 傾聴などを行う手話ボランティアや入浴ボランティアを開始しました。
- ・ **避難所から仮設住宅への移行準備**をはじめました。避難所にいるきこえない人が暮らしていた4市町村に、きこえない人については、やなぎだハウスがサポートできる範囲内1箇所に取りまとめるよう要望しました。災害救助法による応急仮設住宅（福祉仮設住宅）は県管轄ということで内閣府や県と調整を中央本部とともに進めています。



ですが、その人たちが帰る場所がないわけなんですね。そういう深刻な問題が作られていた。

東日本大震災における 聴覚障害者の死亡率が かなり高い！

～高い死亡率の背景に何が～

滋賀県は幸い海がありません。災害の少ない県です。参考に聞いていただいたらいいかなというふうに思うんですけども障害者の死亡率がかなり高いんですよ。

NHK調査による障害者の死亡率

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ①岩手県の聴覚障害者総数715名 | 内死亡11名
(死亡率1.54%) |
| ②宮城県の聴覚障害者総数1205名 | 内死亡56名
(死亡率4.65%) |
| ③福島県の聴覚障害者総数1833名 | 内死亡8名
(死亡率0.44%) |

☆ 3県の聴覚障害者総数3,753名 内死亡 75名
(死亡率2.00%)

☆ 3県の人口1,244,167名 内死亡12,853名
仙台市、気仙沼市、陸前高田市除く (死亡率1.03%)

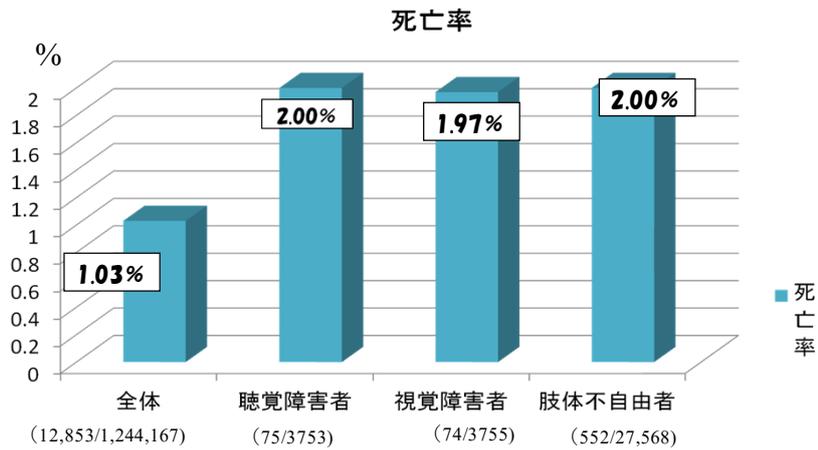
障害者の死亡は、障害を持たない人の2倍の死亡率

岩手県、宮城県、福島県の聞こえない聴覚障害の方の死亡率というのが2%です。3753名のうち75名が亡くなっています。一般の方の倍となっている。それが調査の結果分かりました。

大震災で被害にあった障害者

(岩手県・宮城県・福島県27市町村)

(NHK「福祉ネットワーク」取材班)



全体を見ると、障害者は聴覚障害で2%、肢体障害も2%いるという統計になっている。歩けるけれども歩けるのに死亡率が高いというデータが出てきています。それは逃げ遅れる、初動が遅れるということがわかると思います。

浮き彫りにされた課題

- 社会福祉施設875カ所が被災、犠牲者の9割が高齢者施設
- 高齢者施設は、安い土地、人目につきにくい場所を選ぶ？ 障害児学校も同じ
- 子ども、高齢者、障害者の安全を第一に考えて計画を立案、設計してもらうことが大事なこと

社会福祉施設875カ所が被災をされました。犠牲者の9割が高齢者施設がというふうに言われています。高齢者施設というのは土地の安いところに建てられているんですね。なかなか人目につきにくいという場所が多いんです。障害者が通う学校も同じです。子どもや高齢者、安全をきちんと考えられたところに建設される、そういうところに設計をしてほしいというふうに思います。高齢者の施設もそうです。バリアフリーができていないところがたくさんあります。車椅子が使いにくいというふうなことも聞いております。今もやむを得ず工夫をしながら暮らしているというふうなことを聞いています。ですので、聞こえない立場から言えば本当に大事なことだというふうに考えています。情報は大事だというふうに思っています。

2024/06/14 大災害と障害者

滋賀県難病連絡協議会（肢体障害）

とある訪問介護の事業所が避難場所を障害者に尋ねた。「避難場所？知らない。…自宅かなあ。どこに行けば良いのか分からない。」ほとんどの障害者はそう答えたそうです。

災害が起きたら、障害者、難病者、高齢者は逃げ遅れる。

障害者は、災害時に普段以上のハンディとなる。自分の避難場所すら分からない。これが現状です。

2011年3月11日の東日本大震災未曾有の大災害の中、障害を持つ人々に何が起きたのか？福島県を中心に被災した障害者とそこに関わる人々。障害者ゆえに、地震や津波から身を守れず、また必要な情報も得られない。「ここではとても生活できない」「周囲に迷惑をかけるから」と、多くの障害者が避難を諦めざるを得なかった。そうした中で避難所に入った障害者を待ち構えていたのは、避難所での不自由な避難生活。想像しただけで、行きたくない。自宅で過ごしたい。と考えてしまいます。また、避難場所から仮設住宅へ入居しても、そこでも大変な不自由を強いられる。震災後に亡くなる、いわゆる二次災害の問題。滋賀県は災害の少ない良い土地柄ですが、今年の正月には能登震災とたび重なる余震により、早急にこの問題に取り組まなければならないと危機感を抱いております。

緊急時に、どうやって生命を守るのか？

災害時に自力での避難が難しい人々は、あらかじめ避難の手段や援助者の確保などの手はずを整えておく必要があります。「きっと誰かが助けに来てくれる」というフワッとした期待では生命を守れません。災害時には、行政や消防といった公的機関も被災しており、通常の行政サービスは極度に低下しているでしょう。また、福祉介護サービスなども同様でしょう。そこに期待しても無理なのです。災害時の公序・共助・自助の関係を考えなければ

ばなりません。

公助では、災害を防ぐ、被害を減らすといった防災・減災対策を講じること。これらは行政が責任をもって行うべきです。

共助では、いざ災害が発生し、公助が間に合わない局面では住民の助け合いが大事であると考えます。そのような住民の助け合いを形成していく普段からの取り組み、避難訓練などは、行政がバックアップしていくべきでしょう。

さてその共助ですが、津波や火事、水害といった、ただちに避難しなければならないケースでは、近所の人たちの助けを借りなければなりません。そのためにも常日頃からの「ご近所付き合い」が肝心です。障害を持つ人が地の関係ではいざという時の救助を頼むというところまでの関係性は域で暮らしていても、どれだけ地域住民との関係を築けていたかがいざという時に運命を左右します。「緊急事態がおきたら駆けつけるから」と言ってくれるご近所さんを数名確保しておかなければなりません。これは自助というところでしょう。ところが、そのご近所さんも誰に頼んでおけばよいのか実際の所は分かりません。挨拶程度築きにくいものです。今日、お越し下さっておられる民生委員の方々が頼みの綱であります。どうか宜しくお願い致します。

また、地域の避難計画作りや避難訓練にも積極的に関与していくことも大事なことです。しかし、通常の避難訓練に障害者の姿を見ることはあまりありません。3.11 以前の避難訓練は「行事化」していたことが被害を大きくした要因の一つかも知れません。

避難訓練は災害時要援護者と共に行うことが、本来の姿ではないでしょうか？このような取り組みをしていた先進的な地域もありました。

「宮城県八幡町では、災害時に要支援者のもとに駆けつける地域支援者の体制ができていた。その結果、要援護者の登録のあった 17 件中 15 件が避難でき、命が助かった。今後はこのような地域支援者の体制作りが全国的に急務だ。」震災・放射能汚染後をどういきる

のか 第3回ふくしまフォーラムでの立木茂雄さん（同志社大学社会学部教授）の講演でお話しくださっておられます。

災害時には安否確認と救出支援が急務とされます。そのために必要なものが「災害時要援護者名簿」です。東日本大震災では、この名簿が活用されたところは全国で2カ所しかありませんでした。なぜ活用されなかったのでしょうか？そこには個人情報保護法という大きな壁があったのです。

阪神・淡路大震災時にはこの法律はまだ無かったため、東日本の災害では個人情報保護法への過剰反応や運用方法の誤解が高齢者・障害者支援への遅れになりました。

市町村の個人情報保護条例では「人の生命又は身体の保護の目的のために緊急かつやむを得ないと認められるときには、保有個人情報の目的外利用や外部提供を行うことが認められる」と明示されています。にもかかわらず、残念ながら「名簿」は開示されませんでした。災害時要援護者名簿をどう活用するかを考えなければなりません。

高齢者や障害者などの避難を困難とする人たちのために、国は市町村に対して災害時要援護者名簿の作成を促進していました。平成23年4月には52.6%が策定済みとなっているようです。滋賀県はこの名簿を作成されているのでしょうか？

しかし作成されていた「名簿」も課題が多くあり、東日本大震災直後に開示された「名簿」は実際にはあまり役に立たなかったそうです。今、この課題に取り組まなければ災害時要支援者名簿は形だけのものとなってしまい、多くの要援護者への支援が閉ざされます。災害対策基本法改正では災害時要援護者名簿の作成が義務化され、見直しが進められているようです。

災害時要援護者名簿を活用するためには、誰がどのような方法でどこへ避難するのか災害に応じた個別支援計画がなければなりません。総務省が平成23年4月に発表した個別支援計画の策定状況は22%しか策定されていませんでした。3.11を経た平成24年度でもこ

の数字は 33%にしか増えず、個別支援計画づくりはなかなか進んでいないようです。滋賀県ではこの個別支援計画は策定できているのでしょうか？

個別計画があった市町村でさえも実際の災害には役に立たなかったとの結果もでています。自治体が机上の計画だけで作られている実態であるともいえます。災害対策基本法改正にあたり、地域防災計画の避難行動要支援者の全体を自治体は作り、策定には多様な主体の参画を促すことになっており、支援者、当事者が自らの命を守るためにも自治体と共同して参加しなければならないとおもいます。

私たち障害者が不安に思っているのは、誰が助けに来てくれるのかが分からないこと。避難場所も分からないこと。薬はどこでもらえるのか？避難場所では車椅子対応のトイレがあるのか？ベッドから車椅子への移乗介助は誰がしてくれるのか？ヘルパーのボランティアの状況は整っているのか？避難訓練はどこで行われているのか？避難訓練にはどうやって参加したら良いのか？誰が避難訓練に連れて行ってくれるのか？不安な気持ちは増大していく一方です。

今、もし災害が起ってしまったら、自宅で誰かが助けに来てくれるのを安心して待っていても大丈夫だよ。と私に言えるのでしょうか？

～障害者差別のない『おおつ』を目指して～
「発災時の避難(所)などでの障害のある方との助け合いを学ぶ」

於 浜大津明日都 4 階ホール
精神障害 ピアサポート WISH
福山勝広

☆精神障がい者が災害の時どのような困りごとがあるかについて～

① 平常でも精神のバランスを崩しがちで、常に不安を抱えているのに、大きな災害が起きたらバランスを完全に崩し、大きく症状が出る可能性が極めて大きいということ

・精神障がい者は日常生活においても、常に病状と不安の中で、針を振り切りギリギリのところ、薬と治療で何とかバランスを保っている

・大きな災害に見舞われた場合、常に針が振り切れかけている精神障がい者は、大きくバランスを崩し、強い症状が出る可能性が高い

・ひとくくりに精神障害と言っても、気分障がいのそううつやうつ、統合失調などの病状によっても、出てくる症状は様々だが、おしなべて病状が悪化することは確実

・精神障がい者は、目には見えないけれども、重傷者が救急車で運ばれるように、心の傷を負い、皆さんの手厚い手当て・配慮が必要だということ

・特に避難所においては、騒然とした環境の中で、精神障がい者は大変な不安と葛藤を抱えている。精神のバランスを崩し、リストカットなど自傷行為をしたくなったり、災害の先に不安を感じ、死にたくなっているかもしれない、そういう不安を抱えている精神障がい者がいるということをまず知っていただいて、支援の合間の目配りや声掛けなどをできるだけお願いしたい

② 災害が起きて取るものもとらずに避難したら、日常飲んでいる薬をどうするかという問題

・日常精神障がい者は、毎日の薬でバランスを保っている人が多く、薬がないと確実に精神のバランスを失い、体調を崩す

・幸い、今は災害時への準備が進んで、避難所には精神に限らず薬を常備しておく制度があるが、それがどの程度で、どこまで行き届くのかはわからない。またそれをどうやって具体的に避難している精神障がい者に届けるのかというのが課題であるということを、支援者の方は知っていてほしい。

・当事者としては、災害に備えて、薬を枕元やできるだけわかりやすい位置において、できれば薬をもって避難するよう促し、友人やグループの仲間などに周知したいと思います。

③ 大きな災害が起きても、避難所の生活に不安を感じ、危険が迫っていても避難しようとしないのでないかということ

・精神障がい者の方は、環境や人間関係に敏感で、こだわりのある人が多く、少しでも気に入らないところがあると受け容れられなかったり、不安を感じる人が少なくない。

・例えば、地震で自宅が倒壊しかけていたり、水害が迫っているなど、自宅にいると明らかに命におよぶ危険がある場合は、消防の方など、できるだけ避難を促し、場合によっては無理やりにも避難させてほしい。

④ 大きな問題として、自分が精神障がい者だということが周りに知られるのを恐れて、「避難行動要支援者名簿に載せてもらおうとしない人が少なからずいる」という問題

・災害の時、命を守るためには名簿への掲載は必要で、その個人情報も適切かつ厳格に扱われるんだという空気を、社会・地域の中に浸透させていくことが重要

・精神障がい者という個人情報が、災害のため以外に扱われたり、まして地域の人に知れて興味本位のうわさになるようなことがあっては、決してならない。

以上4点に絞って述べましたが、

精神に限らず障がい者は、一般の人より確実に多くの強い支援が必要です。

また、寸断された地域医療にどう対応するのかということも問題です。

ともかく災害という、すべてが錯綜し、大変になる状況で、一般の方も命からがら逃げる中でのことですが、そのような中で、元気な人と一緒に逃げないと確実に失われる命があるということを、心ある人、特に民生委員さんや消防・行政スタッフなどの方には知っていただき、もう一歩踏み込んだ支援をお願いしたいと思います。

どうかよろしくお願いします。

「発災時の避難（所）などでの障害のある方との助け合いを学ぶ」

滋賀県大人の発達障害者の会（発達障害）

滋賀県大人の発達障害者の会の佐藤と申します。何をやってたかという当事会、ピアサポートをやってます。35歳の時に診断を受けた大人の発達障害というカテゴリーです。発達障害ってわかりますか？

大体的障害や発達障害のイメージというと、自閉症ですよね。小学校のクラスにいた、一番か二番にちょっとやばい奴。不潔だったり、立ち歩いたりっていうイメージがあって、小学校の時の自分でもあります。「男はつらいよ」ってありますよね。その主人公の寅さんみたいな感じ。寅さんが今の令和時代に生きていたら、あの人は社会生活できない。寅さんに年に一回ぐらい会うのはいいけど、さくらと結婚して、寅さんが義理の兄になったら、ちょっと辛いものがあるよねっていう感じです。発達障害者っていろいろなくせいがあるので間違わないでください。私は小学校の時にチック症があって、自分は喉を鳴らす癖があってクラスで授業の中でもやってました。あとは爪をかみます。また、中学生時に抜毛症と食毛症と言って、髪の毛を抜いて食べた食べてしまうことがあり、今も治ってなく、髪を短くしています。

自分の場合は先の見通しが立たないと怒りが出る。また、感覚過敏で道を歩いていても車がガーッとくると、黒板を引っかかれたみたいな感じになる だから、普段は耳栓をしています。あとは、コミュニケーションの難しさっていうのがあります。コミュニケーションって取っているようにみえますが、取ってないんですよ こっちから投げてるだけ。コミュニケーション得意と言える人いますか？眩しい光とかうるさい音とか大丈夫な人いますか？、いないですよ。

ここで難しいのが、だれでもそういう部分はあるけど、それが障害となっちゃうっていうのがやっぱり発達障害だと思います

こうやって主張すると、結構ね、わがままだよ」、「誰でもあるよ」、「みんな我慢してるよ」と言われることもあります、それが障害となってしまうのです。

ここで問題になるのが、発達障害の方はこの状態で避難所には入れない。体育館、広い、まぶしい、人がいろいろいてうるさい、先が見えない等。災害で避難所にいた時に障害の方だけでなく健常者の方もみんなも同じ。先の見通しは持てない。光、音、匂い。お風呂にも入れない。感覚過敏もあるし、情報がうまく伝わらないし、コミュニケーションがうまくできない。やっぱりね、自分みたいな障害があると、そこで混乱した場所にいられないので、多分自分は近くに車を持ってきて、車の中で避難するかと思います。避難所にいても切れてケンカして出て行ってしまうかと思っています。

発達障害ってすごく多様なんですよ。自分みたいにベラベラ喋る人もいるし、人前でしゃべれない人とか、言葉を持たないでしょ知的障害の人って。なんで自分がここにいるかという

と、添う人に気づいてほしいということです。多分ね、避難所に行ったら、パニックをおこなっている子どもとか壁にどンドン頭打ち付けている人とか、変な人がいっぱいいると思うんですよね。そういう人ってやっぱり障害なんだよ そういう人がどうやって避難所で皆さんと一緒にいるのか、あるいは違う場所ですごしてもらうのかみたいなことをちょっと考えてほしいです。

滋賀の人って やっぱり災害に慣れてないんですよ。能登の地震も阪神淡路の地震も結構遠かったし、影響がなかったですよ。自分は阪神大震災の時大阪にいまして、1月17日5時46分、トイレと風呂がない文化住宅に住んでまして、グワーッと揺れて、その壁が割れました。学校に行ったら、渡り廊下の接合部がずれていました。これは大変だと思って実家に電話をしたんですね。電話をしたら「こんな朝早い時間から地震くらいで電話をして」と怒られたんですが、後で親もテレビの報道見て震えていたんですけどね。当時電話持ってなかったんで、公衆電話で友達とかにも連絡しましたね。

「東海テレビ、発達障害」と検索すると東海テレビが作成した「見えない障害を生きる」という番組が視聴できます。5分の動画です。知的障害のない発達障害の方が取材を受けていて、これを見ていただいたら、いろんなタイプいるんだなって思うことができます。動画の最初にですね、広野さんという大阪のNPO団体の方が登場するのですが、私も一度お会いしたことがあるんですけど、片付けられないので離婚した人です。その話を笑いながらするんですね。なんでこんな話を笑いながらするのかと思うかもしれないんですけど、あれ笑ってないんですよ。表情は笑っているけど笑っていないんですよ。ここで寅さんの言葉です。「顔で笑って腹で泣く」。ご清聴ありがとうございました。

発災時の避難（所）などで障害 のある方との助け合いを学ぶ



大津市障害児者と支える人の会
石黒賀津子

「大津市肢体不自由児者父母の会」 (1963年発足)

「大津市手をつなぐ親の会」 (1967年発足)

「大津市障害児父母の会」 (1968年発足)

↓ 連合

1969年「大津市障害児父母の会連合会」

↓ 合併

2008年「大津市障害児者と支える人の会」



私たちの会は、障害児者の生活と権利を守り、福祉の向上を図るため1963年に、まず肢体不自由児者父母の会が発足、その後手をつなぐ親の、障害児父母の会ができ、3団体と一緒に、今の会となりました。助け合える仲間作り、地域における障害児者の理解を深めることを大切にしています。3団体と一緒に、障害の種類は、知的障害、発達障害、肢体不自由、重度心身障害など様々な障害のある方がいますが、本日は主に知的障がいの人たちに対する特性や、配慮して欲しいことについてお話しさせていただきます。知的障がいといっても、軽度から重度まで様々で、障害の重さだけでなく、一人一人、障害特性も違い、支援の仕方も10人いれば10通りありますが、今日は、その中でいくつかの障がい特性や知っていただきたいことについて触れたいと思います。

軽度の知的障害の明美さんの場合

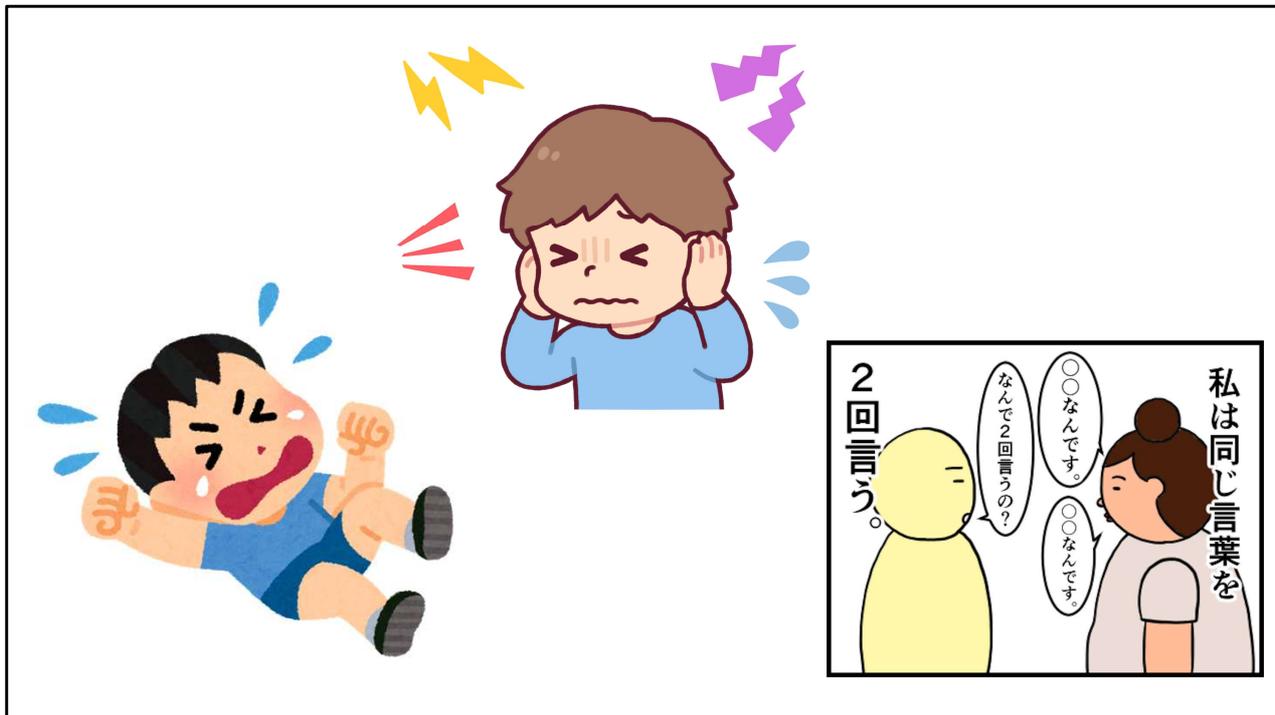




見た目では、障害者だと分からないので障害に気づいてもらえないことが多いです。早口で話しをされると、理解が出来ません。漢字で書かれた文章だと全部読むことができず、説明を受けてもよく分かりません。明美さんは、障害者だと気づいて欲しいときは持っているカバンにヘルプマークを付けることにしました。そうすれば、相手の方は、「あ、障害のある人だな」と気づいてくれるようになったとのこと。実はヘルプマークを付けている人は、障害者だけではなく、妊娠初期の人や難病の人など、見た目では分からないけれど支援を必要としている人なので、ヘルプマークを付けている人を見かけたら、避難所では声をかけて困っていることがないか聞いていただけたらと思います。また、避難所の張り紙にもふりがなをつけて欲しいです。

重度の知的障害の一郎さんの場合





言葉がほとんど話せず、文字もほとんど読めません。言葉だけの説明では分からないので、普段から絵カードなどを使っています。予定が分からなかったり苦手な音が聞こえると、不安になって大きな声を出してしまい、周りの人を驚かせてしまうことがあります。また、言葉が話せる人でも、不安な気持ちから何度も同じ事を繰り返して聞き、周りの人の迷惑になることがあります

トイレ



はいってはいけません

きょう しょくじ じかん
今日の食事の時間

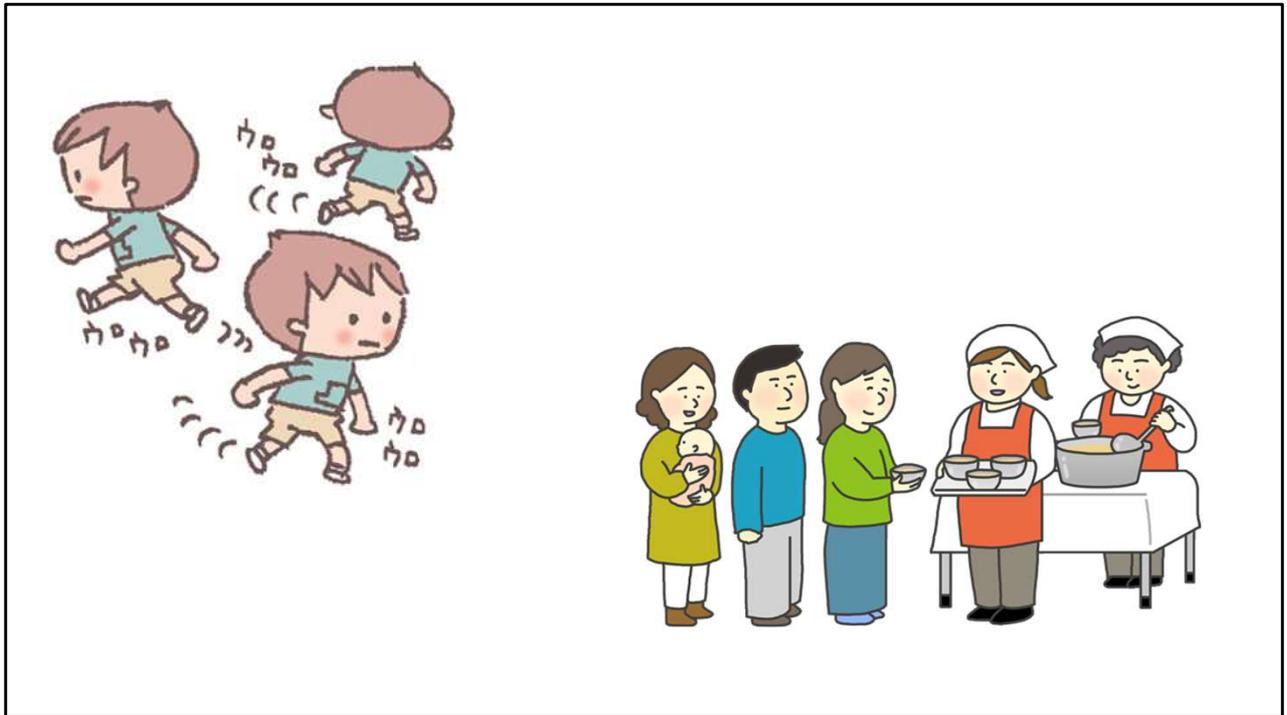
あさ じ
朝 8時

ひる じ
昼 12時

よる じ
夜 6時

よる じ でんき け
夜は10時に電気を消します

避難所でも「絵」や「写真」でトイレのある場所を示したり、こまめに情報を伝えたり、一日の流れ（何時が食事の時間かなど）を書いて、貼っていたらと安心して落ち着くことができます。



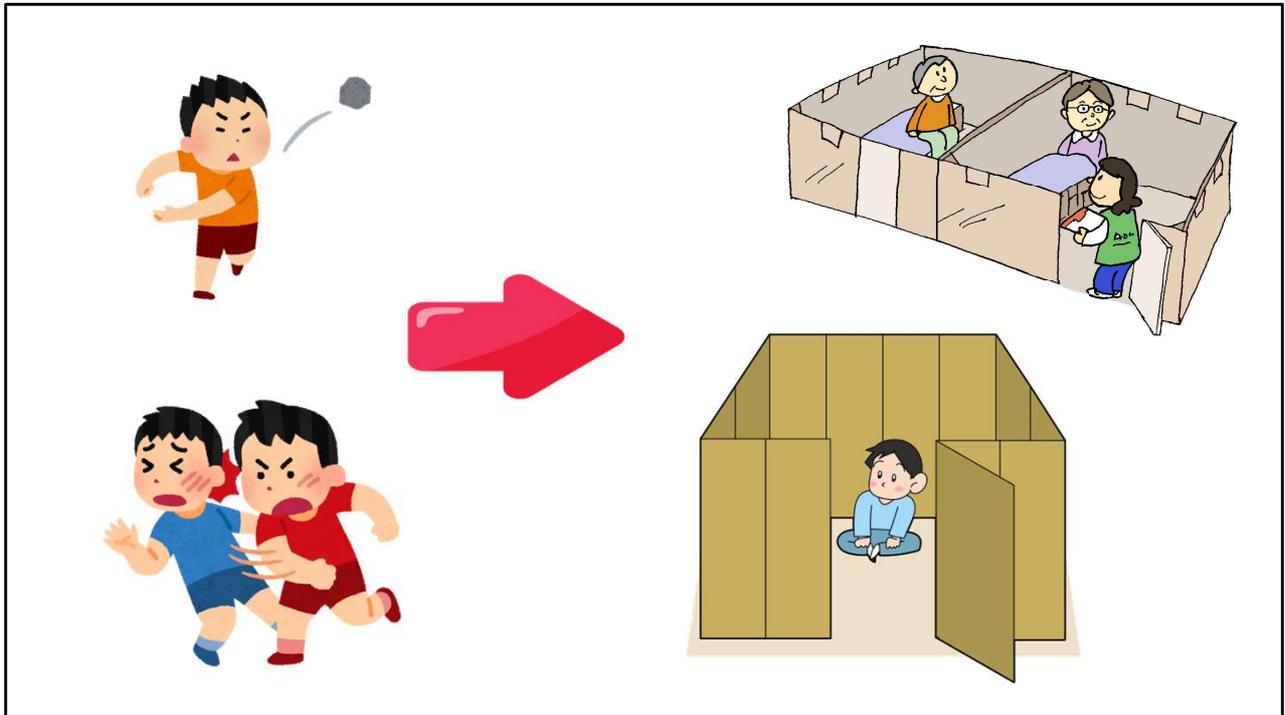
また、うろうろしてじっとしてられない人は、食事をもらうのに並ぶことが出来ません。申し訳ないですが、そういった家族がいれば、配慮していただければと思います。



また、人工呼吸器、吸引器など、医療的ケアが必要な重度心身障害者にとって、避難所での電源確保は命に関わる問題です。非常用の電源確保についても日頃から事前検証していただき、いざというときに慌てず対応できる準備をしていただければと思います。

強度行動障害のゆうきさんの場合





言葉がなく、思いが通じないと人をたたいたり、物を投げたりするときがあります。避難所のような広い場所で多くの人たちと過ごすことは難しいため、実際は避難所には行けず、自宅待機や車中避難をされることが多いと思います。福祉避難所に行く事が出来たり、日頃通っている作業所で見てもらえると良いのですが、それも難しい場合は、やむを得ず、一時避難所で生活をされる事があると思います。その場合、本人が落ち着いて過ごせる環境設定をお願いします。例えば、自閉症の場合はサイレンの音や犬の鳴き声など苦手な音に過剰に反応してしまう聴覚過敏の方、においやさわり心地などの感覚が非常に過敏で生活に支障が出る方もいます。その場合、他の人の声が余り聞こえない場所、プライバシーが守られる個室、それもある程度広さがあると有り難いです。しかし、そういったことがなかなか難しい場合はホテルや旅館への避難場所へ移動できるようにしていただきたいです。大声を出していても、時間がたてば落ち着くので、見守って欲しいです。声をかけたり叱ったりすると余計パニックになり、おさまるまでに時間がかかります。自宅待機や車中避難をされている事が分かれば、食糧を届けるなどして困りごとなど聞いていただくと嬉しいです。

食事に配慮がいる愛子さんの場合

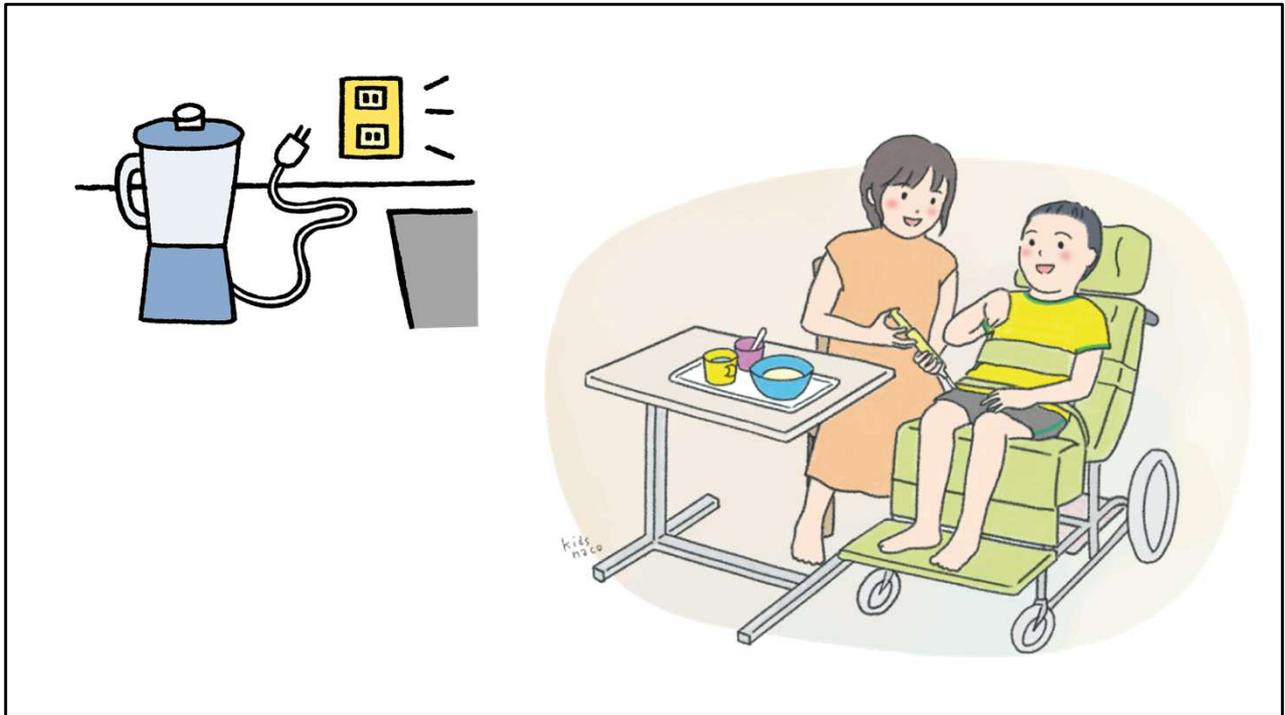


ミネストローネ x 2	2024.12
クラムチャウダー x 2	2024.12
シーチキン	2026.11
さば缶 (緑)	2025.3
さば缶 (黄)	2025.11

ケトン食という食事療法をしています。かなり低糖質の物でないと体調が悪化し、発作を起こしてしまいます。避難所に配られる物に、食べられるものを用意していただくと有り難いです。特別な物だと思われているかもしれませんが、決してそうではありません。ある程度賞味期限が長くて、常温保存できるシーチキンやサバ缶などもOKです。ドラッグストアで低糖質シリーズコーナーにおいてあるミネストローネやクラムチャウダーなども簡単に手に入ります。



低糖質のお菓子類もこの頃よく見かけますので是非検討していただければと思います。愛子さんの町内では防災担当の方が聞き取りに来て下さり、食事のことだけでなく、普段在宅時間もお聞きして下さったそうで、親御さんは喜んでおられました。



食べる力が弱い障害者は、細かく刻んだり、ミキサーにかけてドロドロにする必要があります。その場合は電源の確保が必要になるので、よろしくお願いします。

親として思うこと



- **日頃から**地域で暮らす障害児者と交流できればいいな声をかけて下さい。



いざという時、知ってもらえていることがとても心強いです。

どこに避難しているかな。

この人はこういう特性があるからこうしたらいい

本日はありがとうございました。

お願いばかり申しましたが、障害のある子どもを持つ親は、日頃から人に迷惑をかけることが多いので、避難所に行くとなると、かなり気を遣い、精神的に参ってしまいます。障害者ばかり優遇できないと言われ
ることは百も承知しています。でも当たり前の生活をするには皆さんの支援がないと生活していけないのが現実だと言うことを知っていただけたらと思います。「自己責任という言葉もありますが、災害時こそ助け合
う事が出来る社会であればいいなと思っています。また、知的障がいの方は
こういうふうに接すれば良いと学んでいても、いざ災害が起こり、避難所に
避難してきた知的障がい者が初めて出会った人であれば、やはりどう接した
ら良いか戸惑うと思います。なので、日頃から地域にいる障害のあるAさん、
Bさんと関わる機会があれば積極的に声かけしていただいたり、保護者や支
援者の方と知り合いになって欲しいです。そうすれば、災害が起こり、避難
所に来た障害者に対し、どこどこに住んでいるAさんだ、Bさんだ、「Aさ
んにはゆっくり話すとわかってくれる」「Bさん大きな音が苦手だったから
静かな場所に移動してもらおう」と支援して
下さる方も的確な支援が出来ると思います。最後に、今作成していただい
ている避難計画は、台風など暴風雨の時のものですが、実際、1月に発災した
能登半島地震では、福祉避難所自体が崩壊したり、断水して使えない状態と
なり、長期にわたり一次避難所での生活を余儀なくされたといった実情があ

りました。今回、多くの民生委員さんに私たちの障がい特性や願いを聞いていただき、とても有り難く、心強いです。今後、私たち親の会も積極的に、多くの方に障害を理解していただくための取り組みをすすめていきたいと思っています。

「発災時の避難（所）などでの障害のある方との助け合いを学ぶ」

障害者差別のない「おおつ」をめざす会

私は障害者差別のないおおつをめざす会の宮崎と申します

私は 10 年ほど前に脳梗塞になって、右手右足が不自由になって、障害者になって約 10 年。健常者のことも 障害者のことを分かるつもりで二刀流ということで話しをさせていただきます。

まず今年の正月、能登で大きな地震がありました 私はその時に野洲の娘のところにおいでして、野洲も震度 4 で結構揺れました。その後、千葉とか青森とかで地震があって、その後に台湾でも大地震がありました。この場で被災された方にはお見舞い申し上げます。

私も家のルーツは能登の南の方で心配してました。私その後テレビでやってましたけど、台湾の大地震の後、テントが設置されて、プライベートが守れているというニュースが流れていましたけど、日本は災害時の避難所は相変わらずのプライバシーが確保されにくい状態です。台湾の方はプライバシーの確保がされて、日本はない。日本は先進国ですかね。ああいう状況を見てると、日本の状況と台湾の状況を見たら、どっちが先進国かというような疑問を持ちました。なんで台湾はできて日本でできないのか これは政府に大きい声で言いたいですね。

あと我が国に万が一災害が起きたときに、何をすればいいのか、とにかく避難所に行けばいいということですが、避難所が大丈夫なのか、行く道が大丈夫なのか、避難所へ行って障害者が生活できるか。私みたいな肢体不自由者はまず一番心配なのはトイレですね。私の教訓では、例えば体育会とかはいまだに和式のトイレが多いと思うんです。私は和式トイレではできません。洋式トイレでないとできません。能登ではトイレトレーラーがありましたが、それも全部階段があるので、利用できません。何台かリフト付きのトイレトレーラーがあるとのことでした。これだったらトイレは行けるかもしれません。しかし、それが日本で何台あるかですよ。滋賀にも災害時にそういうトレーラーが来るかどうか。だから早急に自治体でそういうのを最低でも一台届けていただけたらと思います。

それとあと、多目的トイレですね。多目的トイレは誰でも使えるようなものになってますけど、平和堂で多目的トイレを利用しようと思って待っていましたが、20 分待たされて健常者ができて、何にも言わないでスッと去っていきました。その時に一言も言わず去っていたことに腹がたった。出てきた際に一言「お先です」とか言ってくれれば気持ち収まると思うんですけど、黙って出たことに腹が立った。災害であった場合は、特にそういうトイレは障害者専用にしたほうスムーズに使えるかなと 行政の方にもお願いしたいと思います。

以前にちょっと話変わるんですけど 市民センターの付近の前の道が大雨で冠水して通行止めになりました。その時に、その日の夜中に長等の消防が避難してくださいと回ってきました。避難はするのはいいですが、免許も返納しているし、車も運転できず、雨が降ってい

るのにどうやって避難するのかと思いました。市民センターは近いがどうやっていくのか。やっぱり避難する時は誰か近所の方に助けていただくしかないんですね。ただ、住んでいるところは70年ぐらい避難したことはないし、避難勧告を受けたこともない。経験もないし、逆にどうしたら良いのかと思います。

滋賀県の方で 合理的配慮の条例ができて、まだまだ例えば飲食するにしても車椅子で食べれる場所は少ないですし、行ったところでスムーズに入れるところも限られているし、トイレも車椅子対応のところは少ないです。琵琶湖周遊のミシガンは車椅子も入れるトイレがありましたけど、ビアンカにはありませんでした。和邇の平和堂も過去に行ったときに車椅子で入れるトイレもエレベーターもありませんでした。来年は滋賀県で国体や障害者スポーツ大会がありますが、こんな状態の滋賀県でできるのかなと疑問に思っています。

避難所に行ったときに、民生委員さんをお願いしたいのは、何でも手助けをしていただくのではなしに、「我々はできることは自分でします。ただ、できないこともありますので、それを助けてほしいんです。」そのためにはやっぱり対話がないと答えがわからないと思いますし、「お手伝いしましょうか」という一言をお願いしたいです。とにかく声をかけてください。「どうしましょうか」「お手伝いしましょうか」「ありがとうございました」「すみません」「お先です」というような声かけです。まず、気軽に声をかけていただいて、障害者も健常者もお互いにスムーズにそういう生活ができれば、特に避難所なんかでお互い不自由なのはみんな同じです。声をかけていただくことを最後にお願いしたいです。

～ 障害者差別のない『おおつ』をめざして～

発災時の避難（所）などでの障害のある方との助け合いを学ぶ

参加アンケート

1・本日の研修を聞いてのご感想があればご記入ください。

- ・障害の困り事、行政の準備聞いて良かった
- ・色んな団体の方から特性や配慮してほしいことお聞きしてとても勉強になった。今後の活動に役立てたい。
- ・民生委員は高齢化が進み女性委員も多い。障害者支援したくても体重の思い人の場合1人当たり4人くらい必要。晴天ならまだしも暴風雨かつ夜間であれば実際は無理だと思う。民生員だけを頼っていてはだめだと思う。
- ・健常者であっても災害が起これば生活しづらいが、障害を持って暮らしておられる方は精神的・身体的疲労は想像もできないほどだと思う。
- ・身近なところに支援を必要とする人がどこにどの程度、又、どのような支援が必要なのかをしっかりと把握する必要性を改めて感じた。できれば、障害の特性についても学び一人一人に合った支援を心がけたい。
- ・安心して暮らせる街にするには受ける側だけでなく求める側もオープン（情報）にしていくことが大事。
- ・駅のバリアフリー等、施設のバリアフリーも大事だと思う。実際に困っておられる方にお話を聞かせて頂くことの大切さを感じ、同じ立場になって生活が少しでもできるように心がけたい。
- ・大変参考になった。今後の民児協活動に役立てたい。
- ・個別の障害者の皆様の話しは参考になった。
- ・大災害が発生した場合、いわゆる弱者さんへの支援が必要な人に関わって安全に避難できるようにサポートする…、責務としては理解できるが果たしてその時にどれだけ行動できるか…。
- ・障害の特質に応じた接し方、支援をしなければならぬことを本日のそれぞれの障害の方からの発言で再認識した。特性を日頃から知っておくことの大切さを感じた。平常時からの「なにかお手伝いしましょうか」「お困り事はないですか？」の声掛けがまず大切。
- ・次の2つの言葉が響いた。: 元気な人と逃げないと助からない命がある。当たり前なのが支援がないとできない。災害時こそ助け合い。
- ・自身は予知できないが、台風や記録的な大雨は予報が出される。やはり介護施設などへの早め早めの避難が必要。たとえ、予報が外れたとしても。
- ・避難所はただ避難すればいいだけではない。
- ・障碍者も高齢者もレベル3の高齢者避難を出されても簡単に避難できない。避難誘導で症状も悪化する。
- ・声掛けの大切さがよく分かった。国スポに必要以上の新設の施設を造るよりもっと障害福祉にお金を使っほしい。大切な税金の使い道だから。
- ・民児協の一員として各種障害についての理解・課題を知ることができたが、事あるごとに民生委への期待・せきにんの押し付けが散見されることに負担を感じる。今回のような研修の内容の場合こそ、福祉行政や防災行政指導の第一線の方々と共にさらに大規模なものを開くべきではないかと感じた。
- ・行政のPR不足を痛感する。シュミレーションなど日頃からの取り組みが大事。机上だけやったはNG。地震発生が一番危惧される。(大雨、土砂災害は時間に余裕があつて避難可能)
- ・実際の話が聞けたので、避難所の様子などがイメージできた。特性を知って対応することの大切さが理解できた。
- ・ネットワーク台帳についてはとても大切と思った。高齢者・障害者とも大切。地域の方々ももっとこのことを知る必要がある。
- ・話を言いコミュニケーションをとることが大事。色々話を聞いたことで、やっぱり、声掛けが大事だと感じ

た。

・それぞれの立場からの発言を聞く機会を設けて頂きありがたい。ただ、自分の担当地域にどのような障害をお持ちの方がおられるか知らないのが現状。トイレ問題とか解決できることからやっていければよい。

・いろいろな障害のあることが分かりよかった。障害をお持ちの方々の期待に添えるように頑張りたいと心新たに思った。

・演者の熱心なお話されてる様子で民生委員の役割の重要性を考る。

・障害に限らず高齢者など災害時のサポートをするうえで、初動段階での対象リスト（要支援リスト）の活用→個人情報取り扱いの兼ね合いがもっと現実的な対応ができるよう、行政もしっかり考えるべき。ネットワーク台帳の徴求一つでもいろいろ問題がある。サポートの必要がある人ほど個人情報の取り扱いが必要だが身内の方が拒絶される事例もある。

・近年は何かにつけ、高齢者・障害者と、今後もしばらくこの状況が続くと思う。

・実際に障害を持っている人の生の声は貴重で援助の大切さを痛感する。また、どう援助するのが効果的か参考になった。気軽に声掛けすることが基本。

・個別避難計画では個人情報の保護が大きな壁になっているが、命守、安全な非難ができるような行動指針を示してほしい。また、民生委員はどういう動きをすべきか、民生委員だけでなく地域（自治会）でもこのことは話題になっている。具体的・計画的組織が難しいなら結局、向こう3軒両隣でサポートするしかないか。

・障害について一定の知識は持っていたが、今回の研修でより深く理解でき有意義だった。防災士の活動をしており、地区の自主防災計画に活かしたい。

・日頃の情報共有が大切。障害を持った人も交えての避難訓練も必要と感じた。

・多岐にわたる障害について生の声を聞いて参考になった。今日の話はごく一部だと思うが、言ってもらわないと聞いてみないと分からなかった気づきもあり、今後もこのような機会に期待する。

・障害者の家族である。実家の母もそうであったが、当事者も災害の際はその内容についてなかなか理解できなくてじっとその場から行動できない。一番に大切なことは、自分の命を守ることが大切だと説明して支援してください。近所の民生委員からの声掛けが必要になる。今後ともよろしくお願いいたします。

・自治会で話し合う機会を持つ。民生委員だけでは不安。今日は学べてよかった。

・大小いろいろな障害があることに気づいた。今後、対応することがあれば、注意してトラブルのないように心がけたい。

・各種協会で活躍されている方には敬意を表す。今後とも頑張ってもらいたい。

・いろいろな障害者の気持ちが分かりやすく、これからのつきあいが変わり寄り添うことができればよい。自分も変わる。声掛けが大事だとよくわかった。

・障害といっても人によると感じた。災害の為にみんなが余裕のない日々ですが少しでも人のことを思い、優しい助け合いの気持ちがあれば、お互い住みやすくなると感じた。

・災害時の支援を求める方の情報が支援する民生委員との関係だが開示される方はいいが、されない方は情報がなく無理だ。民生委員だけでも知っておくべき。

・障害者の方が止めるための駐車場も健康な方が止められることも少なくない。もっと強くお店の方も取り組んでほしい。

・多岐にわたる障害の問題は難しい課題と勉強することだけでは実際に災害が発生した時はどのようなようになるのか全くその時が来ないと。実体験して学ばないと難しい研修と感じた。

・障害者の方への支援は内容によるため、援助方法のやり方をマスターするのと実際に行うことができるか不安。

・具体的にどうしたらよいか教えて頂けて良かった。（ロープで案内する、トイレの場所をまず伝えるなど）

・以前仕事で児童クラブをしていた時に障害のある子どもたちと過ごした。発達障害のある子が多いと感じた。何かあった時は一番に助けたいと思った。大津市にも多くの障害者がおられるとあらためて思った。

- ・災害時の対応について、障害者の方の不安について話が聞けて有意義だった。大事なのはお互いのコミュニケーションだと思った。日頃から高齢者にはコミュニケーションに注意しているが障害者にも今後声かけていきたい。
- ・自分の担当地域の障害者についての情報がないのでどうやって情報を得ればいいのか…。
- ・今回のテーマはとてもよかった。少し盛沢山だったと思うが、改めていろいろな障害を持っている方が色々な困難を抱えて生活していることを知る機会になった。特に災害時の支援となると課題は様々、数の点から高齢者に焦点が行きがちだが、少数の方々にも関心を向けないといけないと感じた。そして、結局は日頃のお付き合い（声掛け）でよくお互いを知ることかなと思った。
- ・どんな障害に対しても声をかけることがいかに大事かを痛感した。いろいろな障害者の人も避難所でのトイレの問題がある。
- ・障害支援の中でも、精神障害・発達障害の方は特に支援が難しく感じていえる。支援できることがあればしたい気持ちは持っているつもりだが…。
- ・具体的なお話でよく理解できた（特に避難所でのトイレなど）
- ・日頃からのお声掛けが必要か？が分かった。
- ・皆さん本当に頑張っておられて私たちも民生委員ももっと近くになれるように話しかけていきたい。
- ・なかなか行政が行き届かないのでかなり苦労されていることが分かった。
- ・目には見えない障害が一番大変だと思う。外見が一見健常者と思われるとつらいと思う。
- ・個別避難計画は進めてもらいたい、民生委員との共有をしてほしい。避難所内のことよりも避難時のやり方のことが知りたい。

2・本日の研修を聞いて、発表者に対してご質問があればご記入ください。

- ・それぞれの障害の方が実際に困っていること、避難・避難所に関する要望を具体的にお聞きしたい。
- ・ご自分の地区の民生委員と日頃どのようにコミュニケーションをとっているか教えてほしい。
- ・初めに配布資料の確認をすべきだと思う。話に出てくる事例集とはどれのことか？
- ・大津市の手話通訳の養成取り組みはどのようにしているのか。
- ・避難所の医師はすぐに確保できるのか。
- ・避難所は近くに越したことはないが、ホテル・スーパー・寺・病院等々にも早く動いてもらうことはできるか
- ・避難所での投薬等は準備できているのか（避難者名簿があれば準備できる）
- ・障害者の方々の個人情報常時公開しても良いのではないか。
- ・障害者の方々の最低の避難行動訓練はどのようになっているか。
- ・障害者の方々のコミュニケーションを多く持つ機会の場を設ける必要性を感じた。
- ・地域の障害者の方々、常に情報を取り入れていく必要を感じたが障害者からの声も今後聞きたい。